

第五次熱海市総合計画策定支援業務

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市の市政運営の指針となる「第四次熱海市総合計画（以下「現行計画」という。）」が、令和2年度に目標の最終年次を迎えることから、現行計画の成果検証を行ったうえで、「第五次熱海市総合計画（以下「次期計画」という。）」を策定する必要があります。

また、平成27年度に策定された「熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」が、令和元年度に最終年次を迎えることから、現行の総合戦略を1年延長し、次期計画の策定にあたっては次期計画に次期総合戦略を統合して、より効率的で実効性のある市政運営の指針とする必要があります。

そこで、本市では、総合計画と総合戦略の統合という全国的に例の少ない手法を採用したうえで、社会・経済状況や本市の抱える様々な課題、現行計画の成果を分析し、幅広く市民の意見やニーズを取り入れながら次期計画を策定するにあたり、豊富な経験、高い専門知識を有し、効率的かつ効果的に次期計画の策定の支援を実施できる事業者が策定業務の一部を委託します。

この要領は、本業務の受託事業者を選定するにあたり、本業務についての企画提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

第五次熱海市総合計画策定支援業務

(2) 委託期間

契約締結の日の翌日から令和3年3月31日まで

(3) 業務内容

委託業務の内容は、別紙「第五次熱海市総合計画策定支援業務仕様書」による。

(4) 業務委託費上限額

①令和元年度

6,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

②令和2年度

8,200千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定します。

※委託料の算定にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を10%として算出して
ください。

3 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たす法人とします。ただし、複数の法人の連合体での参加はできません。プロポーザルに参加しようとする者は、(1)～(6)に掲げる資格を有することを証するために、参加表明書（様式2）を提出しなければなりません。また、7に掲げる提出期限内に参加表明書及び添付書類の提出をしない者は、プロポーザルに参加することができません。

- (1) 熱海市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成6年熱海市告示第35号）に基づく競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 他の地方公共団体において、総合計画策定業務及び地方人口ビジョン・地方版総合戦略策定業務の受託実績があること。また、過去5年間に於いて地方公共団体での総合計画策定業務または類似業務を完了した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく熱海市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、熱海市からの受注業務に関し、指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団または暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない事業者であること。

4 委託事業者選定方法

公募により、事業者から募集した企画提案を受け、最優秀企画提案事業者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該事業者から見積書を徴取し内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

5 第五次熱海市総合計画策定支援業務事業者選定委員会の設置

- (1) 委託業務事業者を選定するため、本市職員で構成する第五次熱海市総合計画策定支援業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は次に掲げる事項を所掌する。
 - ① 事業者の企画提案の審査に関すること。
 - ② 事業者の選定に関すること。

6 企画提案の方法

- (1) 選定委員会に対する企画提案のプレゼンテーションを実施する。
- (2) 選定委員会が企画提案を審査し、総合的に評価のうえ、最優秀企画提案者を受託候補者として選定する。
- (3) 応募者が多数の場合は、選定委員会に諮り、書類審査による提案者の選考を実施することがある。

7 プロポーザル参加申込について

- (1) 本業務の参加意思は参加表明書（様式2）に次の書類を添付して提出すること。
 - ① 商業登記簿謄本（写しでも可）
 - ② 事業者概要（様式3）1部
 - ③ 役員名簿（様式4）1部
 - ④ 印鑑証明書 1部
- (2) 提出期限 令和元年6月6日（木）午後4時まで
- (3) 提出先 事務局（下記「13 問合せ先」のとおり）
- (4) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。）又は持参

8 企画提案の応募方法について

- (1) 提出書類について
 - ① 企画提案提出届（様式5）
 - ② 会社の概要がわかるパンフレット等（任意様式）
 - ③ 官公庁における同種・類似・関連業務の実績（様式6）
 - ④ 業務実施体制（様式7）
 - ⑤ 企画提案書①～⑥（様式8）

- ⑥ 他自治体における地方創生に係るプロジェクト提案又は参画実績（様式 9）
- ⑦ 業務委託参考見積書（消費税及び地方消費税を含む。）（任意様式）

※別紙「仕様書」を踏まえた積算の内容を記載すること。

- ⑧ 誓約書（様式 10）
- ⑨ プレゼンテーション出席報告書（様式 11）
- ⑩ 提出部数

9部（原本1部＋写し8部）とし、提出書類の規格は日本工業規格A4版サイズとする。（資料については、日本工業規格A3版の折込も認める。）

- ⑪ その他

書類の作成に当たっては、使用するサイズは11ポイント以上とすること。

(2) 提出期限等

- ① 提出期限 令和元年6月19日（水）
- ② 提出先 事務局（下記 問合せ先）
- ③ 提出方法 持参（土・日を除く午前8時30分から午後5時まで）または郵送（書留郵便に限る）とする。

なお、郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認のこと。

(3) その他

- ① 提出期限までに提出されなかった書類等は、いかなる理由を持っても受理しない。
- ② 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、応募を無効とする。
- ③ 応募書類の差替え又は再提出は認めない。
- ④ 企画提案書①～⑥（様式8）（当該様式に添付した任意様式の提案書を含む。）について、審査終了後に返却を希望する場合は、返送用の封筒及び切手（返却書類量に応じたもの）を提案書と併せて提出すること。なお、当該封筒及び切手の提出がない場合は、返却書類の廃棄を希望したものとみなす。
- ⑤ 応募書類の作成及び応募に係る費用は提案者の負担とする。
- ⑥ 提案者が他の調査コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助支援を受けて業務を実施する場合は、企画書にその旨を記載すること。
- ⑦ 本業務の全部を一括して、又は主たる部分（※注1）を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、熱海市の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、熱海市の承諾を経て、第三者に本件業務を委託する場合は、本契約で自己が負う義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、かつ当該第三者が当該義務に違反し

たときは、受託者が全ての責任を負うものとする。

- ⑧ 応募書類については、当該提案者に対して無断で二次的な使用は行わない。
- ⑨ 契約履行過程で生じた製作物の著作権は、熱海市に帰属する。
- ⑩ 事業内容の詳細については、契約予定者を特定した後、協議により変更する場合があります。

※注1 「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断等をいう。

9 質問及び回答

(1) 質問方法・期限

本プロポーザルに関する質問は、質問回答書（様式1）により電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けません。

【提出先アドレス】 kikaku@city.atami.shizuoka.jp

【提出期限】 令和元年6月6日（木）正午受信分まで

(2) 回答

全ての質問と回答について、6月10日（月）までに市ホームページに掲載する。

10 企画提案（選定委員会）について

- (1) 日時 令和元年7月9日（火）10:00～（予定）
- (2) 場所 熱海市役所 第1庁舎4階第1会議室
- (3) 説明順序 提案書類の受付順とする。
- (4) 実施方法 1団体につき説明時間30分以内とし、企画書についての説明を行った後、質疑応答を行う。
- (5) 評価点 選定委員会が企画提案を「11審査（選定）基準について」により審査し、提案内容により選定委員ごとに採点する。
- (6) 総合点数 各選定委員の評価点のうち最高点と最低点を付した選定委員の評価点を除外し、残りの選定委員の評価点を合計した点数を「総合点数」とする。
- (7) 「総合点数」の最も高い者を選定委員会の合議の上、最優秀企画提案者として選定する。
- (8) 評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。
- (9) その他 会場にプロジェクターとスクリーンを準備するが、パソコンその他必要なも

のは、提案者が持参することとする。

1 1 審査（選定）基準について

次頁に示す第五次熱海市総合計画策定支援業務 審査基準表による。

第五次熱海市総合計画策定支援業務 審査基準表

審査項目	評価項目	評価の観点	参考資料
業務経歴	同種・類似・関連業務の実績	①過去に官公庁において受託し完了した同種・類似・関連業務の実績	同種・類似・関連業務の実績（様式6）
業務実施体制	配置体制	①業務を円滑に進める人員配置となっているか	業務実施体制（様式7）
	総括責任者及び現場責任者の経歴等	②統括責任者及び現場責任者について、本業務を確実に推進できる経歴や経験を有しており、本業務を実施するにふさわしい人物か	
企画提案書	次期計画策定方針	①総合計画の役割や意義についての正しい認識があるか	企画提案書①（様式8）
		②次期計画の構成・体系及び総合計画と総合戦略を統合する方法等についての考えが明確かつ適切か	
		③次期計画のマネジメントに関する方針は適切か	
		④市民参加及び職員参画に関する方針は適切か	
		⑤次期計画の策定スケジュールは適切か	
	人口ビジョンの修正及び基礎調査	①現行人口ビジョンに対する認識と修正に関する方針は明確かつ適切か	企画提案書②（様式8）
		②基礎調査の実施方針は明確かつ適切か	
		③調査結果の分析方法は適切か	
	市民意識調査	①市民意識調査の実施方針は明確かつ適切で、十分に市民意識を把握できるか	企画提案書③（様式8）
		②調査結果の分析方法は適切か	
③次期計画策定以降において、職員が引き続き実施していける調査及び分析方法が提案されているか			
現行計画及び総合戦略の総括	①現行計画及び総合戦略の総括（評価及び検証）の方法は適切か	企画提案書④（様式8）	
基本構想案・基本計画案の策定支援	①次期計画の基本構想案及び基本計画案を策定するにあたり、きめ細やかな支援が期待できるか	企画提案書⑤（様式8）	
	②計画策定後におけるPDCAサイクルを通じた継続的な改善と実行を図るための適切かつ効果的な進捗管理方法が提案されているか		
	③総合計画審議会・総合計画策定委員会・庁内ワーキング会議の開催前、開催中及び開催後における提案事業者の活躍が十分に期待できるか		
次期計画策定中におけるアドバイザー等	①本市が、現行計画及び現行総合戦略に基づく各事業の実施等について、積極的な助言やノウハウの提供その他の支援を得ることができるか	企画提案書⑥（様式8）	
プロジェクト提案・参画実績	他自治体でのプロジェクト提案又は参画の実績等	①地域住民や民間活力により市の負担が少ない取組みを提案しているか	他自治体における地方創生に係るプロジェクト提案又は参画実績（様式9）
		②本市の地方創生にも横展開が可能な提案又は参画がなされているか	
		③当該案件又は参画により、当該自治体における地方創生の推進に有効であると思われる具体的成果を生じているか	
		④本市における次期計画策定後の計画実行段階において、提案事業者としてどのような協力・参画が考えられるかについて具体的かつ有効な提案がなされているか	

1 2 選定結果及び契約について

- (1) 全ての提案者に対して、7月12日（金）の午後4時までにプロポーザル参加者全員に電子メールにて通知する。
- (2) 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。
- (3) 審査結果に基づき、最優秀企画提案事業者と随意契約を締結する。企画書の提出期限後に契約予定者が参加資格条件に該当しなくなった場合、又は辞退を申し出た場合は、次順位の者と契約を締結することができる。

1 3 問合せ先

熱海市経営企画部企画財政課企画室

所在地 〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号

TEL 0557-86-6075（直通）

FAX 0557-86-6152

メールアドレス kikaku@city.atami.shizuoka.jp